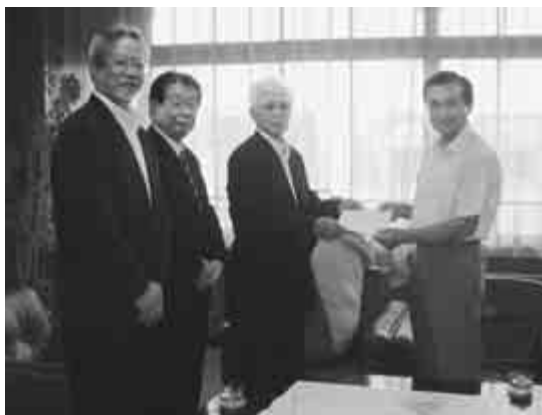


# 吉川橋周辺地区の都市計画

## 地元まちづくり協議会の都市計画案を尊重したまちづくり

地元住民で構成する「平沼周辺地区まちづくり協議会(三野輪孝一郎会長)」では、良好な市街地形成を図るため、まちづくり会議やアンケート調査、説明会などを実施し、吉川橋周辺地区の用途地域、地区計画および準防火地域の協議会案を戸張市長へ提出しました。今後、市が行う都市計画の手続きは、現在進めている都市計画道路越谷吉川線の進捗状況を考慮しつつ、関係地権



戸張市長へ協議会案を手渡す三野輪会長(右から2人目)

### 吉川橋周辺地区区域図



者の意向とともにこの協議会案を踏まえて行うこととなります。

### 協議会案の概要

#### 用途地域の変更

副道に面する地区の一部区域および都市計画道路越谷吉川線沿道の北側の一部区域(凡例 用途地域変更区域)を第1種住居地域に変更します。

### 地区計画の7つのルール

- ① 建築物等の用途の制限
- ② 建築物の敷地面積の最低限度
- ③ 壁面の位置の制限
- ④ 壁面後退区域における工作物の設置の制限
- ⑤ 建築物等の高さの最高限度
- ⑥ 建築物等の形態または意匠の制限
- ⑦ 「かき」「さく」の構造の制限

### 準防火地域の指定

吉川橋周辺地区に準防火地域を指定します。



### ●用途地域

将来のまちづくりの目標を踏まえ、住居、商業、工業といった土地利用をバランスよく配置して、市街地の大きな土地利用の方向を示すものです。

### ●地区計画

用途地域を基本としながら、それぞれの地域の実情に合わせたルールを決めて、さらにきめ細やかなまちづくりを誘導するものです。

### ●準防火地域

市街地における火災の危険を排除するために定めるものです。

なお、都市計画が変更になったからといって、現在の建築物などをすぐに適合したものに改善する必要はありません。建替えや増改築を行うときに、適合した建築物などにしていただきます。

2 2 4 5  
 閩都市計画課 ☎ 982・9903、FAX 983・